

合併・分割・営業譲渡などに伴う入札参加資格の承継について

「太子町入札参加資格承継事務取扱基準」を確認のうえ、承継の要件に該当する場合は、取扱基準別表2に記載の必要書類を紙ファイルにまとめて提出（郵送可）してください。

※合わせて、「**BID-ENTRY入札参加資格審査申請システム**」での手続きも必要となります。

【提出部数】

提出は、申請種別（建設工事、測量・建設コンサルタント等、物品購入等）ごとに、1部提出してください。

なお、受領確認を希望される場合は、下記の①～③のいずれかを提出書類に同封してください。

- ①提出する申請書の写し（コピー）及び返信用封筒（切手貼付）
- ②受付票等（会社独自様式）及び返信用封筒（切手貼付）
- ③返信用ハガキ（切手貼付）

受付処理後、本町受付印を押印して返送します。

ただし、繁忙期は返信までにかかりの日数を要する場合がありますのでご了承ください。

【提出方法】

以下の①又は②の方法で提出してください。

- ①太子町役場庁舎3階 政策総務部 総務財政課（窓口）へ直接持参
- ②下記の宛名に郵送（郵送方法の指定はありません）

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

太子町役場 政策総務部 総務財政課 契約担当 宛